

## 国立大学法人筑波技術大学における人権の尊重についての基本姿勢

国立大学法人 筑波技術大学 人権問題等委員会規程(平成 17 年規程第 14 号)第 2 条第 1 号の人権の尊重についての基本姿勢は、次のとおりとする。

### 【基本姿勢】

本学は個人の人権を尊重し、社会に果たすべき役割や多様な人材の活用を図る観点から、次に掲げる事項を基本姿勢として行動する。

- 1 国籍、性別、障害等による差別を排除する。
- 1 男女共同参画社会の形成を促進する。
- 1 障害者、外国人の雇用を推進する。
- 1 障害のある教職員等に対する就労環境等の整備を促進する。
- 1 聴覚・視覚障害者の理解・啓発活動を推進する。